

生活道路の自動車の法定速度が引き下げ

改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。道路状況や交通状況、天候に応じて、安全な速度で走行しましょう。



岡防災危機管理課 ☎(76)0960、桐生警察署交通課 ☎(43)0110

9/1～ 法定速度が変わる道路

日常生活で利用する生活道路 60 $\rightarrow$ 30 km/h



- 中央線（センターライン）や中央分離帯がない道路
- 特に道幅が狭い道路

法定速度が変わらない道路

60km/hのまま



- 中央線や車両通行帯がある一般道路
- 中央分離帯があり、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

道路標識・表示に従う



- 道路標識・表示により最高速度が指定されている道路

自転車の違反に青切符を適用



令和8年4月1日から自転車にも青切符制度が適用されました。対象は16歳以上です。

〈主な違反〉



右側通行・逆走
反則金6,000円



スマホを使用した運転
反則金12,000円



ライトなし・無灯火運転
反則金5,000円



並列走行
反則金3,000円



イヤホン利用運転
反則金5,000円



指定場所一時不停止
反則金5,000円

- 突然の事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。
- 事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

運転免許証の自主返納を支援



年を重ねたことによる視力の衰えや判断力の低下など、身体機能の変化が起きていませんか。市では、運転免許証の自主返納を支援しています。

時平日 8:30～11:00、13:00～16:00
所 桐生交通安全協会

内 支援内容

① 運転経歴証明書を交付

- 運転経歴証明書は身分証として使用可
- 提示するとわたらせ渓谷鐵道や上毛電気鉄道の運賃が半額

② 路線バス・電話でバスの回数券を配布

- 65～79歳…7,200円分
- 80歳以上…10,800円分

※その他の支援については、市ホームページをご覧ください。

¥無料

持返納する運転免許証

